

八尾市入札制度改善検討部会設置要領

(設 置)

第1条 八尾市入札制度改善検討委員会（以下「委員会」という。）が八尾市入札制度改善検討委員会設置要綱第7条に規定する調査及び研究を行う際の補助機関として、八尾市入札制度改善検討部会（以下「検討部会」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 検討部会は、部会員10人以内で構成する。

2 部会員は、契約検査課、建築関連工事発注担当課、土木関連工事発注担当課に属する者のうちから、委員会の委員長が指名する。

(部会長等)

第3条 検討部会に部会長及び副部会長を置き、部会員が互選する。

2 部会長は、会務を総理する。

3 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。

(会 議)

第4条 会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 検討部会は、部会員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(書面等による審議)

第5条 部会長は、緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、その他やむを得ない事由があると認めるときは、書面又は電磁的方法により審議することをもって会議に代えることができる。

(関係者の出席)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(検 討)

第7条 検討部会は、委員会が指示する事項について検討し、提言を行う。

(ワーク部会)

第8条 検討部会は、特に必要があると認めるときは、委員会の了解のもと、検討部会の補助機関として、関係職員で構成するワーク部会を置くことができる。

2 ワーク部会の構成員は、委員会又は検討部会に属する委員の協議により委員長又は部会長が指名する。

(庶 務)

第9条 検討部会の庶務は、総務部契約検査課が行う。

(委 任)

第10条 この要領に定めるもののほか、検討部会の運営に関し必要な事項は部会長が定める。

附則

(施行期日)

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成19年4月20日から施行する。

附則

この要領は、平成20年5月1日から施行する。

附則

この要領は、平成21年4月16日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年12月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年9月1日から施行する。